

グリーン購入ガイド

(令和 7 年度)

環境生活部 環境政策課

会計管理局 物品管理課

目次

1. 趣旨等	1
2. 共通の判断の基準	1
3. 紙類	1
4. 文具類	1
5. オフィス家具等	1
6. 画像機器等	1
6-1 コピー機等	1
6-2 プリンタ等	1
6-3 ファクシミリ	1
6-4 スキャナ	1
6-5 プロジェクタ	1
6-6 カートリッジ等	1
7. 電子計算機等	2
7-1 電子計算機	2
7-2 磁気ディスク装置	2
7-3 ディスプレイ	2
7-4 記録用メディア	2
8. オフィス機器等	2
8-1 シュレッダー	2
8-2 デジタル印刷機	2
8-3 掛時計	2
8-4 電子式卓上計算機	2
8-5 電池	2
9. 移動電話等	2
10. 家電製品	2
10-1 電気冷蔵庫等	2
10-2 テレビジョン受信機	2
10-3 電気便座	2
10-4 電子レンジ	2
11. エアコンディショナー等	2
11-1 エアコンディショナー	2
11-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機	2
11-3 ストーブ	2
12. 温水器等	2
12-1 電気給湯器	2
12-2 ガス温水機器	2
12-3 石油温水機器	2
12-4 ガス調理機器	2

13. 照明.....	3
13-1 照明器具.....	3
13-2 ランプ.....	3
14. 自動車等.....	3
14-1 自動車.....	3
14-2 タイヤ.....	3
14-3 エンジン油.....	3
15. 消火器.....	3
16. 制服・作業服等.....	3
17. インテリア・寝装寝具.....	3
17-1 カーテン等.....	3
17-2 カーペット.....	3
17-3 毛布等.....	3
17-4 ベッド.....	3
18. 作業手袋.....	3
19. その他繊維製品.....	3
19-1 テント・シート類.....	3
19-2 防球ネット.....	3
19-3 旗・のぼり・幕類.....	3
19-4 モップ.....	3
20. 設備.....	4
21. 災害備蓄用品.....	4
21-1 災害備蓄用品（飲料水）.....	4
21-2 災害備蓄用品（食料）.....	4
21-3 災害備蓄用品（生活用品・資材等）.....	4
22. 公共工事.....	4
23. 役務.....	4
23-1 省エネルギー診断.....	4
23-2 印刷.....	4
23-3 食堂.....	4
23-4 自動車専用タイヤ更生.....	4
23-5 自動車整備.....	4
23-6 庁舎管理等.....	4
23-7 輸配送.....	4
23-8 旅客輸送（自動車）.....	4
23-9 小売業務.....	4
23-10 クリーニング.....	4
23-11 自動販売機設置.....	4
23-12 引越輸送.....	4
23-13 会議運営.....	4

23-14 印刷機能等提供業務	4
24. ごみ袋等	4
○ ガイドに定める重点的に調達をする物品等の調達の考え方	5
○ 品目別調達方針	6
○ 特定調達品目の分野及び品目一覧 【22分野289品目】	10

1. 趣旨等

本ガイドは「山口県グリーン購入の推進方針」に基づき、重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類及びその「判断の基準」や「配慮事項」等並びに当該物品の調達の考え方を示したものである。

「判断の基準」:	本基準を満たすものが「山口県グリーン購入の推進方針」に規定する環境物品等として、調達の対象となる。
「基準値1」:	判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの
「基準値2」:	判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
「配慮事項」:	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項である。

2. 共通の判断の基準

「品目」、「判断の基準」、「配慮事項」等は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下、「国の基本方針」という。）に掲げる当該物品に係る品目及び判断の基準等に定める規定に準じる。

【(参考)国の基本方針:P. 9】

3. 紙類

「品目」、「判断の基準」、「配慮事項」等は、国の基本方針の規定に準じる。

【(参考)国の基本方針:P. 10~18】

4. 文具類

「品目」、「判断の基準」、「配慮事項」等は、国の基本方針の規定に準じる。

【(参考)国の基本方針:P. 19~31】

【県独自品目】	判断の基準等
賞状入	再生紙又は再生樹脂等の再生材が使用されていること。

5. オフィス家具等

「品目」、「判断の基準」、「配慮事項」等は、国の基本方針の規定に準じる。

【(参考)国の基本方針:P. 32~35】

6. 画像機器等

	品目及び判断の基準等
6-1 コピー機等	国の基本方針の規定に準じる。
6-2 プリンタ等	
6-3 ファクシミリ	
6-4 スキャナ	
6-5 プロジェクタ	
6-6 カートリッジ等	

【(参考)国の基本方針:P. 36~65】

7. 電子計算機等

	品目及び判断の基準等
7-1 電子計算機	国の基本方針の規定に準じる。
7-2 磁気ディスク装置	
7-3 ディスプレイ	
7-4 記録用メディア	

【(参考) 国の基本方針 : P. 66～82】

8. オフィス機器等

	品目及び判断の基準等
8-1 シュレッダー	国の基本方針の規定に準じる。
8-2 デジタル印刷機	
8-3 掛時計	
8-4 電子式卓上計算機	
8-5 電池	

【(参考) 国の基本方針 : P. 83～92】

9. 移動電話等

「品目」、「判断の基準」、「配慮事項」等は、国の基本方針の規定に準じる。

【(参考) 国の基本方針 : P. 93～96】

10. 家電製品

	品目及び判断の基準等
10-1 電気冷蔵庫等	国の基本方針の規定に準じる。
10-2 テレビジョン受信機	
10-3 電気便座	
10-4 電子レンジ	

【(参考) 国の基本方針 : P. 97～106】

11. エアコンディショナー等

	品目及び判断の基準等
11-1 エアコンディショナー	国の基本方針の規定に準じる。
11-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機	
11-3 ストーブ	

【(参考) 国の基本方針 : P. 107～113】

12. 温水器等

	品目及び判断の基準等
12-1 電気給湯器	国の基本方針の規定に準じる。
12-2 ガス温水器	
12-3 石油温水器	
12-4 ガス調理機器	

【(参考) 国の基本方針 : P. 114～124】

13. 照明

	品目及び判断の基準等
13-1 照明器具	国の基本方針の規定に準じる。
13-2 ランプ	

【(参考) 国の基本方針 : P. 125～130】

14. 自動車等

	品目及び判断の基準等
14-1 自動車	国の基本方針の規定に準じる。
14-2 タイヤ	
14-3 エンジン油	

【(参考) 国の基本方針 : P. 131～140】

15. 消火器

「品目」、「判断の基準」、「配慮事項」等は、国の基本方針の規定に準じる。

【(参考) 国の基本方針 : P. 141～142】

16. 制服・作業服等

「品目」、「判断の基準」、「配慮事項」等は、国の基本方針の規定に準じる。

【(参考) 国の基本方針 : P. 143～146】

17. インテリア・寝装寝具

	品目及び判断の基準等
17-1 カーテン等	国の基本方針の規定に準じる。
17-2 カーペット	
17-3 毛布等	
17-4 ベッド	

【(参考) 国の基本方針 : P. 147～159】

18. 作業手袋

「品目」、「判断の基準」、「配慮事項」等は、国の基本方針の規定に準じる。

【(参考) 国の基本方針 : P. 160】

19. その他繊維製品

	品目及び判断の基準等
19-1 テント・シート類	国の基本方針の規定に準じる。
19-2 防球ネット	
19-3 旗・のぼり・幕類	
19-4 モップ	

【(参考) 国の基本方針 : P. 161～168】

20. 設備

「品目」、「判断の基準」、「配慮事項」等は、国の基本方針の規定に準じる。

【(参考) 国の基本方針 : P. 169～180】

21. 災害備蓄用品

	品目及び判断の基準等
21-1 災害備蓄用品（飲料水）	国の基本方針の規定に準じる。
21-2 災害備蓄用品（食料）	
21-3 災害備蓄用品（生活用品・資材等）	

【(参考) 国の基本方針 : P. 181～191】

22. 公共工事

「品目」、「判断の基準」、「配慮事項」等は、国の基本方針の規定に準じる。

但し、国の基本方針の「(2) 目標の立て方」は除き、「品目別調達方針」（別紙）を加える。

【(参考) 国の基本方針 : P. 192～223】

23. 役務

	品目及び判断の基準等
23-1 省エネルギー診断	国の基本方針の規定に準じる。
23-2 印刷	
23-3 食堂	
23-4 自動車専用タイヤ更生	
23-5 自動車整備	
23-6 庁舎管理等	
23-7 輸配送	
23-8 旅客輸送（自動車）	
23-9 小売業務	
23-10 クリーニング	
23-11 自動販売機設置	
23-12 引越輸送	
23-13 会議運営	
23-14 印刷機能等提供業務	

【(参考) 国の基本方針 : P. 224～276】

24. ごみ袋等

「品目」、「判断の基準」、「配慮事項」等は、国の基本方針の規定に準じる。

【(参考) 国の基本方針 : P. 277～278】

○ ガイドに定める重点的に調達をする物品等の調達の考え方

分 野	調達の考え方	調達状況の把握方法
紙 類	原則 100% 調達	各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の点数の割合
文具類	原則 100% 調達	
オフィス家具等	原則 100% 調達	
画像機器等	原則 100% 調達	各品目の当該年度の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の台数の割合
電子計算機等	原則 100% 調達	
オフィス機器等	原則 100% 調達	
移動電話等	原則 100% 調達	
家電製品	原則 100% 調達	
エアコンディショナー等	原則 100% 調達	
温水器等	原則 100% 調達	
照 明	原則 100% 調達	各品目の当該年度の調達総量（台数、本数）に占める基準を満たす物品の台数、本数の割合
自動車等	原則 100% 調達 (但し、「自動車」、「エンジン油」については積極的な調達に努める)	各品目に当該年度調達総量（台数、本数）に占める基準を満たす物品の数量の割合
消火器	原則 100% 調達	当該年度における調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量の割合
制服・作業服等	原則 100% 調達	各品目に当該年度におけるポリエステル繊維を使用した製品の調達数量（数）に占める基準を満たす物品の数の割合 ※カーペット、ベッドについては、カーペット、ベッドの調達数量（台数等）に占める基準を満たす物品の数量の割合
インテリア・寝装寝具	原則 100% 調達	
作業手袋	原則 100% 調達	
その他繊維製品	原則 100% 調達	
設 備	原則 100% 調達 (但し、「節水器具」については積極的な調達に努める)	各品目に当該年度における調達量（台数、容量等）に占める基準を満たす量の割合
災害備蓄用品	積極的な調達に努める	各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の点数の割合
公共工事	積極的な調達に努める	国の取扱等を踏まえ今後検討
役 務	積極的な調達に努める (但し、「印刷」については原則 100% 調達に努める)	各品目に当該年度における調達数量（発注件数）に占める基準を満たす件数の割合（但し、食堂、小売業務については件数とする。）
ごみ袋等	原則 100% 調達	各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の点数の割合

(注) 公共建築工事に係る備品、設備等については、工事ごとの特性、調達の公平性、コスト等を留意しながら、積極的な調達に努めることとする。

○ 品目別調達方針

公共工事の構成要素である資材、建設機械の使用に当たっては、事業ごとの特性、必要性とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、以下の資材、建設機械を使用した公共工事の調達に努めるものとする。

- ・建設汚泥から再生した処理土については、再資源化施設への距離、建設発生土の工事間利用、再生材の発生状況などを留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材等において、その使用に努める。
- ・土工用水砕スラグについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏埋め材、埋立材、覆土材等において、その使用に努める。
- ・地盤改良用製鋼スラグについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏埋め材、埋立材、覆土材等において、その使用に努める。
- ・高炉スラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、沿岸部におけるコンクリート構造物等のコンクリート二次製品において、その使用に努める。
- ・フェロニッケルスラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリートの単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物でその使用に努める。
- ・銅スラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリートの単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物でその使用に努める。
- ・電気炉酸化スラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリートの単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物でその使用に努める。
- ・再生加熱アスファルト混合物については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、重交通でない道路や空港におけるアスファルト舗装の基層・表層材料として使用に努める。
- ・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用に努める。
- ・鉄鋼スラグ混入路盤材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用に努める。
- ・再生骨材等については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、構造物の基礎砕石などの高強度を必要としない部位や路盤などにおいて、その使用に努める。
- ・間伐材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における木材を使用する多自然型護岸工、砂防工事における山腹工、公園工事、港湾植栽工事における植栽支柱などで、高強度を必要としない場合などに、その使用に努める。
- ・高炉セメントについては、河川工事における護岸基礎、道路工事における橋梁下部工、港湾工事における消波ブロック、空港工事における舗装などで、早期強度を必要としない場合にその使用に努める。
- ・フライアッシュセメントについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、ダム本体工などのマスコンクリートで、早期強度を必要としない場合にその使用に努める。
- ・透水性コンクリートについては、公園工事における園内舗装、建築工事における構内舗装等高強度を必要としない部位において、その使用に努める。
- ・鉄鋼スラグブロックについては、供給状況に地域格差があることを留意しつつ、港湾工事、海岸工事等の消波・根固ブロックなどで、その使用に努める。

- ・フライアッシュを用いた吹付けコンクリートについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、道路トンネル工事及び道路や河川などの法面保護工における吹付けコンクリートにおいて、その使用に努める。
- ・下塗用塗料（重防食）については、河川・ダム・港湾工事における機械設備、鋼管・鋼矢板等の鋼材、道路工事等における鋼構造物等などに重防食下塗用塗料として、その使用に努める。
- ・低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料については、車道中央線等の区画線において、その使用に努める。
- ・再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）については、歩行者用舗装において、その使用に努める。
- ・再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）については、歩行者用舗装において、その使用に努める。
- ・バークたい肥については、施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用に努める。
- ・下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）については、施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用に努める。
- ・LED道路照明については、設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、その使用に努める。
- ・再生プラスチック製中央分離帯ブロックについては、道路工事における構造物として、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつその使用に努める。
- ・セラミックタイルについては、建築工事における床仕上げなどで、その使用に努める。
- ・断熱サッシ・ドアについては、気温条件等が厳しい場所に建設される庁舎の建築工事で、高い断熱性能が要求される開口部などで、その使用に努める。
- ・製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成材については、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもので、その使用に努める。
- ・パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板については、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもので、その使用に努める。
- ・パーティクルボードについては、建築工事における内装材などで、その使用に努める。
- ・繊維板については、建築工事における内外装材などで、その使用に努める。
- ・木質系セメント板については、建築工事における内外装などで、その使用に努める。
- ・ビニル系床材については、建築工事における内装材などで、その使用に努める。
- ・断熱材については、建築工事における内外装材などで、材料の特性に応じた使用に努める。
- ・照明制御システムについては、建築設備工事における事務室の照明など常時使用されている室等で、その使用に努める。
- ・変圧器については、運用時の負荷率の実態に留意しつつ、建築設備工事においてその使用に努める。
- ・吸収冷温水機については、建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用に努める。
- ・氷蓄熱式空調機器については、建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用に努める。

- ・ガスエンジンヒートポンプ式空調機については、建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用に努める。
- ・送風機については、建築空調設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用に努める。
- ・ポンプについては、建築空調設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用に努める。
- ・排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管については、建築設備工事において、建築物の排水用及び通気用に塩化ビニル管を用いる場合においては、その使用に努める。
- ・自動水栓については、建築設備工事における不特定多数の使用する洗面など使用頻度の高い箇所で、その使用に努める。
- ・自動洗浄装置及びその組み込み小便器については、建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で使用に努める。
- ・大便器については、建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で、その使用に努める。
- ・再生材料を使用した型枠については、コンクリート用の型枠として、その使用に努める。
- ・排出ガス対策型建設機械については、「建設機械に関する技術指針」（平成3年10月8日付建設省経機発第247号）に従い、バックホウ、トラクターショベルなどを使用する工事において、その使用に努める。
- ・低騒音型建設機械については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和51年3月2日付建設省経機発第54号）に従い、騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域で、掘削、積込み作業等を伴う工事について、その使用に努める。
- ・低品質土有効利用工法については、粘性土等の低品質土が発生する現場において、現場内で土質改良や施工上の工夫を行うことにより、再利用できる工種等がある工事において、その使用に努める。なお、土質改良等については、「現場発生土利用基準」に基づき、品質の確保に留意する。
- ・建設汚泥再生処理工法については、建設汚泥が発生する現場において、現場内再生利用設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、建設汚泥を再生した処理土及び流動化処理土として、4MPa以上の脱水圧力処理又は流動化処理により現場内利用出来る工種等がある工事について、その使用に努める。なお、処理土については、「建設汚泥再生利用技術基準（案）」又は「建設汚泥リサイクル指針」、また、流動化処理土については、「流動化処理土利用技術マニュアル」に基づき品質確保に留意する。
- ・コンクリート塊再生処理工法については、コンクリート塊の発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、再生骨材として現場内利用出来る工種等がある工事において、その使用に努める。
- ・路上表層再生工法については、道路の表層を補修する場合に、専用機械を利用した連続施工が可能である現場において、その使用に努める。
- ・路上再生路盤工法については、舗装計画交通量1000台/日未満の道路の路盤を補修する場合にその使用に努める。
- ・伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法については、道路等の切土法面や盛土法面において、その使用に努める。
- ・排水性舗装については、道路交通騒音を現象させる必要がある道路において、その使用に努める。
- ・透水性舗装については、雨水を道路の路床へ浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路において、その使用に努める。
- ・屋上緑化については、屋上緑化に適した植物を使用するとともに、灌水への雨水利用に配慮し、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であるものとする。

○ 特定調達品目の分野及び品目一覧 【22分野289品目】

紙類	・コピー用紙 ・フォーム用紙 ・インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・塗工されていない印刷用紙 ・塗工されている印刷用紙 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー
文具類	・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・印章セット ・印箱 ・公印 ・ゴム印 ・回転ゴム印 ・定規 ・トレー ・消しゴム ・ステープラー（汎用型） ・ステープラー（汎用型以外） ・ステープラー針リムーバー ・連射式クリップ（本体） ・事務用修正具（テープ） ・事務用修正具（液状） ・クラフトテープ ・粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む） ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ ・マグネット（玉） ・マグネット（バー） ・テープカッター ・パンチ（手動） ・モルトケース（紙めくり用スポンジケース） ・紙めくりクリーム ・鉛筆削（手動） ・OAクリーナー（ウエットタイプ） ・OAクリーナー（液タイプ） ・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース ・マウスパッド ・OAフィルター（枠あり） ・丸刃式紙裁断機 ・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット ・OHPフィルム ・絵筆 ・絵の具 ・墨汁 ・のり（液状）（補充用を含む。） ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。） ・のり（固形）（補充用を含む。） ・のり（テープ） ・ファイル ・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム（台紙を含む。） ・つづりひも ・カードケース ・事務用封筒（紙製） ・窓付き封筒（紙製） ・けい紙 ・起案用紙 ・ノート ・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーザー ・額縁 ・テープ印字機等用カセット ・テープ印字機等用テープ ・賞状入 ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶 ・ボトルつぶし機（手動） ・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型） ・鍵かけ（フックを含む。） ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド
オフィス家具等	・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外） ・ローパーティション ・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード ・個室ブース ・ディスプレイスタンド
画像機器等	・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機 ・プリンタ ・プリンタ複合機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・プロジェクタ ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ
電子計算機等	・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ ・記録用メディア
オフィス機器等	・シュレッダー ・デジタル印刷機 ・掛時計 ・電子式卓上計算機 ・一次電池又は小形充電式電池
移動電話等	・携帯電話 ・PHS ・スマートフォン
家電製品	・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫 ・テレビジョン受信機 ・電気便座 ・電子レンジ

エアコンディショナー等	・家庭用エアコンディショナー ・業務用エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ
温水器等	・ヒートポンプ式電気給湯器 ・ガス温水機器 ・石油温水機器 ・ガス調理機器
照明	・ＬＥＤ照明器具 ・ＬＥＤを光源とした内照式表示灯 ・電球形ＬＥＤランプ
自動車等	・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等 ・トラクタ ・乗用車用タイヤ ・２サイクルエンジン油
消火器	・消火器
制服・作業服等	・制服 ・作業服 ・帽子 ・靴
インテリア・寝装寝具	・カーテン ・布製ブラインド ・金属製ブラインド ・タイルカーペット ・ニードルパンチカーペット ・タフテッドカーペット ・織じゅうたん ・毛布 ・ふとん ・ベッドフレーム ・マットレス
作業手袋	・作業手袋
その他繊維製品	・集会用テント ・ブルーシート ・防球ネット ・旗 ・のぼり ・幕 ・モップ
設備	・太陽光発電システム（公共・産業用） ・太陽熱利用システム（公共・産業用） ・燃料電池 ・エネルギー管理システム ・生ゴミ処理機 ・節水器具 ・給水栓 ・日射調整フィルム ・低放射フィルム ・テレワーク用ライセンス ・Web 会議システム
災害備蓄用品	・災害備蓄用飲料水 ・アルファ化米 ・保存パン ・乾パン ・レトルト食品等 ・栄養調整食品 ・フリーズドライ食品 * 毛布 * 作業手袋 * テント * ブルーシート * 一次電池 ・備蓄用作業服 ・非常用携帯燃料 ・携帯発電機 ・非常用携帯電源 （*は他の分野と同品目）
公共工事	【資材】 ・建設汚泥から再生した処理土 ・土工用水砕スラグ ・銅スラグを用いたケーソン中詰め材 ・フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 ・地盤改良用製鋼スラグ ・高炉スラグ骨材 ・フェロニッケルスラグ骨材 ・銅スラグ骨材 ・電気炉酸化スラグ骨材 ・再生加熱アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 ・中温化アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入路盤材 ・再生骨材等 ・間伐材 ・高炉セメント ・フライアッシュセメント ・エコセメント ・透水性コンクリート ・鉄鋼スラグブロック ・フライアッシュを用いた吹付けコンクリート・下塗用塗料（重防食） ・低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 ・高日射反射率塗料 ・高日射反射率防水 ・再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） ・再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） ・バークたい肥 ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） ・ＬＥＤ道路照明 ・再生プラスチック製中央分離帯ブロック ・セラミックタイル ・断熱サッシ・ドア ・製材 ・集成材 ・合板 ・単板積層材 ・直交集成板 ・フローリング ・パーティクルボード ・繊維板 ・木質系セメント板 ・木材・プラスチック再生複合材料

	・ビニル系床材 ・断熱材 ・照明制御システム ・変圧器 ・吸収冷温水機 ・氷蓄熱式空調機器 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・送風機 ・ポンプ ・排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 ・自動水栓 ・自動洗浄装置及びその組み込み小便器 ・大便器 ・再生材料を使用した型枠 ・合板型枠 【建設機械】 ・排出ガス対策型建設機械 ・低騒音型建設機械 【工法】 ・低品質土有効利用工法 ・建設汚泥再生処理工法 ・コンクリート塊再生処理工法 ・路上表層再生工法 ・路上再生路盤工法 ・伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 ・泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 【目的物】 ・排水性舗装 ・透水性舗装 ・屋上緑化
役務	・省エネルギー診断 ・印刷 ・食堂 ・自動車専用タイヤ更生 ・自動車整備 ・庁舎管理 ・植栽管理 ・加煙試験 ・清掃 ・タイルカーペット洗浄 ・機密文書処理 ・害虫防除 ・輸配送 ・旅客輸送（自動車） ・庁舎等において営業を行う小売業務 ・クリーニング ・飲料自動販売機設置 ・引越輸送 ・会議運営 ・印刷機能等提供業務
ごみ袋等	・プラスチック製ごみ袋

※県独自品目